

処理の方法

①市の施設へ自己搬入

事前に投入許可を取得すれば、資源化センター又はバイオマス利活用センターへ自己搬入(有料)することができます。投入許可は、事前に廃棄物対策課へ申請してください。

投入料金

◆資源化センター

100円/10kg (一般廃棄物)

180円/10kg (産業廃棄物)

◆バイオマス利活用センター

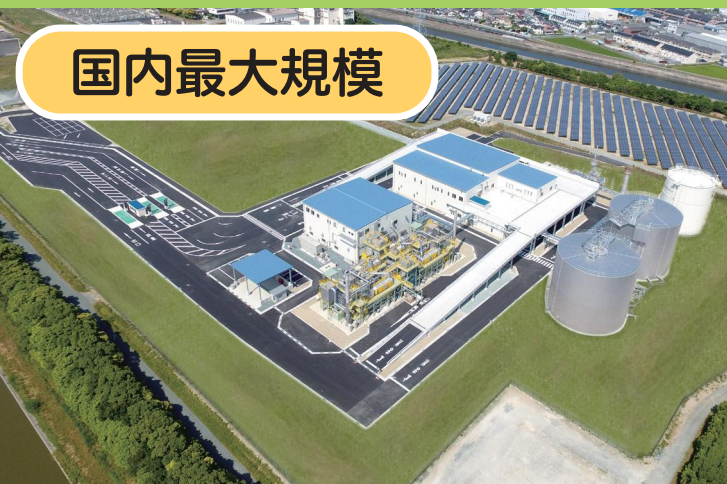
50円/10kg (一般廃棄物)



※生ごみは「バイオマス利活用センター」へ!

事業系の生ごみ(産業廃棄物を除く。)を「バイオマス利活用センター」へ搬入し、リサイクルしましょう!

国内最大規模



②廃棄物処理業者へ委託

自己搬入できない場合は、下記の方法により民間の許可業者へ委託してください。

○事業系一般廃棄物の場合

(平成29年8月現在)

業者名	所在地	電話
(株)トヨジン	石巻本町	88-0534
(株)明輝クリーナー	若松町	25-1026
(有)マルイ紙業	牟呂町	47-1174
中日金属工業(株)	岩屋町	61-9232
豊橋市栄産業(有)	三弥町	41-7300
協栄産業(株)	大岩町	43-1153
成和环境(株)	東幸町	63-5131
(有)東海化学工業所	神野新田町	31-8989
サンエイ(株)	若松町	29-3890

○産業廃棄物の場合

産業廃棄物処理業者へ委託してください。

- ◆ 処理業者は、ホームページで確認できます。
<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5418.htm>
- ◆ 具体的な業者を知りたい場合は、東三河廃棄物処理事業協同組合(☎ 37-9811)へお問合せください。

産業廃棄物処理業者へ処理を委託する際は、委託基準を遵守してください。

詳細は「事業系ごみガイドブック」を参照。

問合せ先

豊橋市役所環境部廃棄物対策課
☎ 0532-51-2410 FAX 0532-56-0566
E-mail: haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp



ゴミゼロ
「530運動」発祥のまち とよはし
自分のごみは自分でもちかえりましょう。

平成29年10月作製

「事業系ごみ」は 正しく分別・処理

～きれいなまち「とよはし」へ～



「事業系ごみガイドブック」のページへ



**事業系ごみは、量の多少にかかわらず
ごみステーションには出せません。**

※シュレッダー紙くずや段ボールは
古紙リサイクルヤードへ出しましょう。





「事業系ごみ」とは……?

事業活動から出たごみを「事業系ごみ」と呼びます。
「事業系ごみ」は家庭ごみと処理の方法が異なります。

「事業活動」とは、大きい・小さいに関わらず、オフィス、工場、商店、飲食店、病院、農業など、営利・非営利を問わず「家庭生活」以外の「あらゆる活動」をいいます。

廃棄物の区分 「事業系一般廃棄物」・「産業廃棄物」

「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」で処理の方法が異なります。

種類	具体例	具体的な処理の方法	
		自分で持込む場合の持込先	委託先
事業系一般廃棄物(主なもの)	木くず 木製品、家具、刈草・枝、落ち葉など 	投入許可を取得し、 ★資源化センター (☎46-5304)	一般廃棄物収集運搬業者 (詳細は裏面参照)
	生ごみ 食品の食べ残し・売れ残り、調理残さ、茶殻など 	投入許可を取得し、 ★バイオマス活用センター(中島処理場 ☎ 46-2854) ★資源化センター (☎ 46-5304)	
	紙くず 段ボール、新聞、雑誌、書籍、紙パック、雑紙、廃伝票 など 	投入許可を取得し、★資源化センター(☎ 46-5304) ※リサイクル可能な段ボール等を除く。 古紙リサイクルヤード (右ページ参照)	
産業廃棄物(主なもの)	発泡スチロール、プラスチック製品、レトルトパック、PPバンド、ボールペン、ペットボトル、弁当ガラ、ビン、空き缶、廃ガラス、割れた皿、グラス、蛍光管※、アルカリ電池※ など 	原則、産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。 ※「廃電池・蛍光管などの水銀含有製品」については、「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を有する産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。	産業廃棄物処理業者 (詳細は裏面参照)
その他	家電4品目 テレビ、家庭用洗濯機、家庭用冷蔵庫、家庭用エアコン	★(株)紅久商店 本社工場 (☎ 32-8888) 日通東愛知運輸(株) 本社営業所 (☎ 0533-85-7890)	小売店、処理業者
	小型家電 携帯電話、デジタルカメラ、電卓、パソコン、プリンター など	★(株)紅久商店 本社工場 (☎ 32-8888) ★(株)紅久商店 東工場 (☎ 41-2344)	

※市の処理施設へ投入する場合は、投入基準を遵守して下さい。

市内関係施設の位置図



古紙リサイクルヤード

※シュレッダー紙くす受け入れ可… ①～⑧、不可… ⑨～⑮

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 佐久間商店(有) (☎31-0771) | ⑨ 小倉商店 |
| ② 高橋紙業…… (☎46-0795) | …………… (☎090-3858-3555) |
| ③ (株)トリックスメタル (☎31-7977) | ⑩ (株)神田商店… (☎53-2353) |
| ④ 羽田商店…… (☎63-1523) | ⑪ 新和製紙(株)… (☎52-6781) |
| ⑤ (有)福井紙業…… (☎41-1332) | ⑫ (有)夏山商店… (☎61-9232) |
| ⑥ 福田三商(株) 豊橋営業所 | ⑬ (株)ホンヤ… (☎45-1516) |
| …………… (☎31-4398) | ⑭ (株)明輝クリーナー原町工場 |
| ⑦ (株)宮崎 豊橋営業所 | …………… (☎41-7530) |
| …………… (☎62-0144) | ⑮ (株)明輝クリーナー本社 |
| ⑧ (株)山治紙業 豊橋営業所 | …………… (☎25-1026) |
| …………… (☎47-3251) | |